

# 技術研究会に関する運営内規

## (目的)

1. 本支部会員の研究ならびに情報活動を活発にし、支部会員相互の交流を密にするため、支部内に技術研究会を設ける。

## (技術研究会の設置・改廃)

2. 技術研究会は各地ならびに各分野に設置することができる。
3. 研究会の設置を希望する者は、研究会名と構成員および研究活動計画の概要を付して 11 月末までに支部へ申請し、幹事会の承認を得るものとする。なお、申請は年度途中でも受け付けるものとする。
4. 研究会の改廃などについては支部へ申請し、承認を得るものとする。

## (構成)

5. 主査 1 名、幹事 1 名、その他委員をもって構成するものとする。構成員総数は 10 名以上であることが望ましい。なお、研究会への入会希望者は直接研究会の主査に申し込んで研究会に参加することができる。
6. 委員は原則として支部会員とするが、必要に応じて非会員または他支部の会員であってもよいものとする。

## (運営経費)

7. 研究会の運営経費の一部として支部より年額 10 万円を補助する。初年度は年度首(1 月)からスタートの場合 10 万円、9 月までのスタートの場合 5 万円の補助額とする。それ以降のスタートの場合は次年度からの補助とする。次年度以降の補助継続の可否は毎年度末毎に幹事会に諮り、その承認を得るものとする。ただし、年額 10 万円の補助は 3 年間までとし、研究会を 3 年以降継続する場合は 4 年目より年額 1 万円とする。

この補助金を受けた主査は毎年度末(1 月 20 日まで)までに領収書添付の支払明細書を付して清算するものとする。その他の運営経費は構成員の参加費により賄うこととし、企業からの寄付金・会費等を募ることはできません。

## (研究会の活動)

8. 研究会の活動内容は主査の自由裁量に委ねる。ただし、支部活性化のため、支部の運営組織や会員との情報交換や連携に努め、また、講演会や講義会といった支部行事に教材の提供、講師派遣、行事 PR 等の協力を積極的に行うものとする。

## (報告書)

9. 主査は毎年度末(1 月 20 日まで)に当年度 12 月末までの活動報告書、および次年度の活動計画書を支部長あてに提出して、幹事会の承認を受けるものとする。

(附 則) 本規則は第 33 期(平成 6 年 3 月 1 日)から実施する。

昭和 59 年 4 月 28 日 制定  
平成 5 年 12 月 18 日 改正  
平成 17 年 6 月 30 日 改訂  
平成 23 年 12 月 17 日 改訂